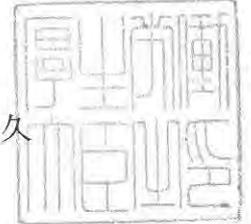


厚生労働省発食安0829第1号  
平成26年8月29日

食品安全委員会  
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、以下に掲げる添加物の使用基準について、別紙を踏まえて改正すること。

また、本改正に伴い、二酸化ケイ素の使用基準についても、別紙のとおり併せて改正を行うことを申し添える。

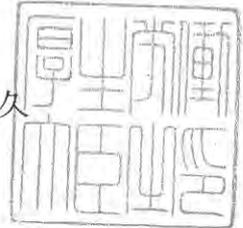
ケイ酸カルシウム



厚生労働省発食安 0827 第 1 号  
平成 26 年 8 月 27 日

食品安全委員会  
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号、第 6 号及び第 13 号並びに同条第 3 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

牛海綿状脳症（BSE）対策について、以下の措置を講ずること。具体的に意見を求める内容は別紙の 2 のとおり。

- (1) 特定部位について、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 7 条第 2 項並びにと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 6 条及び第 9 条の規定に基づき、衛生上支障のないように処理しなければならない牛の部位の範囲の改正
- (2) 牛の脊柱を含む食品等の安全性確保について、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条及び第 18 条の規定に基づく規格基準の改正
- (3) BSE 発生国又は発生地域において飼養された牛に由来するゼラチン、コラーゲン等の輸入条件の設定



## (別紙)

### 1. 経緯等

牛の皮及び骨、これらを原材料とするゼラチン及びコラーゲン並びにこれらを含む食品については、牛海綿状脳症（BSE）対策の一環として、BSE発生国又は発生地域からの輸入を禁止している。しかしながら、世界的にBSEリスクが低下している状況等を踏まえ、現在のBSEリスクに応じた対策の見直しの検討が必要であることから、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会で検討したところ、牛の皮及び骨並びにこれらを原材料とするゼラチン及びコラーゲンの取扱いについては以下のとおりとすることが適当であるとされた。

#### (1) 頭部の皮について

頭部の皮については、現在の国内における BSE 発生状況や諸外国においても特定危険部位（SRM）とされていないこと、異常プリオンたん白質の蓄積部位でないこと及びスタンピング孔からの脳・脊髄組織流出の要因と考えられていたピッシングが禁止され、中枢神経組織による汚染リスクが低下したことを踏まえ、特定部位の範囲から除外することとする。

#### (2) 脊柱について

- ① 現在、食品等の原材料として使用してはならない BSE 発生国又は発生地域において飼養された牛の脊柱<sup>※</sup>について、30 か月齢以下の牛由来の脊柱であり、かつ、次の②の製造基準を満たすものについては、ゼラチンの原材料として使用を認めることとする。

※ BSE 発生国又は発生地域のうち、食品安全委員会のリスク評価が終了しており、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められている国又は地域（以下「評価済み国」という。）で飼養された 30 か月齢以下の牛に由来する脊柱については、食品等への使用は可能となっている。

- ② 製造基準：脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び殺菌（138℃以上 4 秒以上）の処理又はこれと同等以上<sup>※</sup>の処理

※ 加熱加圧処理を含む

#### (3) 国境措置

現在、食品安全委員会のリスク評価が終了していないことや評価済み国であっても原材料の月齢管理が困難なことから輸入規制を行っている、BSE 発生国又は発生地域の牛の皮及び骨並びにこれらを原材料とするゼラチン及びコラーゲンについては、以下のとおり取り扱うこととする。

##### ① 牛の皮を原材料とするゼラチン及びコラーゲン

牛の皮を原材料とするゼラチン及びコラーゲンについては、原材料として使用される皮にそもそも異常プリオンたん白質の蓄積がなく感染性がないとみなされていること及び製造工程中の毛の除去工程などにおいて十分な洗浄が行われることから、条件を設定せずに、全ての BSE 発生国又は発生地域からの

輸入を認めることとする。

## ② 牛の骨を原材料とするゼラチン

牛の骨を原材料とするゼラチンについては、原材料に我が国が規定する SRM が含まれていないこと及び上記（2）②の製造基準\*が満たされていることが確認できるものの輸入を認めることとする。

※ 国際獣疫事務局(OIE)においても、骨由来のゼラチンについて、同様の製造基準が規定されている。

## ③ 原材料としての皮及び骨

日本国内においてゼラチン又はコラーゲンの原材料として用いる BSE 発生国又は発生地域で飼養された牛の皮及び骨（SRM は除く）については、評価済み国からの輸入を認めることとする。その際、牛の皮については、輸入時及び国内製造時にゼラチン又はコラーゲンの原材料として使用されることを確認することとする。また、牛の骨については、輸入時及び国内製造時にゼラチンの原材料として使用されることを確認すること、ゼラチンの原材料用途以外に転用されないよう脱脂等の工程を経たもの（粉碎骨、オセイン）の輸入に限ること、並びに上記（2）②の製造基準を満たしてゼラチンを製造することとする。

については、当該措置を行うに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号、第 6 号及び第 13 号並びに同条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2. 具体的な諮問内容

（1）現行の特定部位の範囲\*から、頭部の皮を除外した場合のリスクを比較すること。

※ 扁桃及び回腸並びに月齢が 30 月を超える牛の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髄

（2）BSE 発生国又は発生地域で飼養された牛の皮又は骨を原材料とする以下のゼラチン及びコラーゲンについて、「輸入禁止」から、輸入を認める場合のリスクを比較すること。

① BSE 発生国又は発生地域で飼養された牛の皮を原材料\*とするゼラチン及びコラーゲン

※ 原材料を輸入して、国内でゼラチン及びコラーゲンを製造する場合には、評価済み国で飼養された牛の皮に限り、原材料としての輸入を認める。

② BSE 発生国又は発生地域で飼養された牛の骨（30 か月齢超の牛の頭部の骨及び脊柱を除く。）を原材料\*とし、脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び殺菌（138℃以上 4 秒以上）の処理又はこれと同等以上（加熱加圧処理を含む。）の処理が行われたゼラチン

※ 原材料を輸入して、国内でゼラチンを製造する場合には、評価済み国で飼養された牛の骨（30 か月齢超の牛の頭部の骨及び脊柱を除く。）に限り、原材料としての輸入を認める。また、脱脂の工程を経たもの（粉碎骨、オセイン）の輸入に限る

とともに、日本国内において、脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び殺菌（138℃以上4秒以上）の処理又はこれと同等以上（加熱加圧処理を含む）の処理を行う。

### 3. 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。

# ゼラチン／コラーゲンに関する 規制の見直しについて

## ■ 頭部における特定部位の範囲の見直し

- 皮にはそもそも異常プリオンたん白質が蓄積しない。
- 頭皮については、スタンニング孔からの脳・脊髄組織流出の要因と考えられていたピッシングが国内外で禁止（日本は2009年4月に禁止。EU規則、米国及びカナダの関係法令でも禁止。）されたことから、異常プリオンたん白質が蓄積する中枢神経組織による汚染リスクは低下。
- なお、OIEコードにおいても皮は無条件物品であり、諸外国においても特定危険部位（SRM）とはされていない。

現行

- 30月超の頭部  
（舌及び頬肉を除く）

改正後（案）

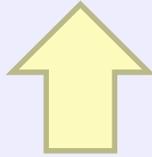
- 30月超の頭部  
（皮、舌及び頬肉を除く）

## ■皮由来セラチン/コラーゲン及び骨由来セラチンの輸入措置見直しについて

- 現在、輸入禁止としているBSE発生国の牛由来セラチン/コラーゲンについて、輸入措置を見直す。
- 製品の原材料としては、わが国でSRMとしている30月齢超の頭部及び脊柱を使用してはならないこととする。
- 皮由来の製品については、そもそも異常プリオンたん白質の蓄積がなく、また、表面の汚染が除去される工程もあることから、製造基準は設定しない。
- 骨由来の製品については、未評価国の頭部及び脊柱(30月齢以下)が含まれることなどから、脱脂や酸又はアルカリ処理などのBSE感染性を低下させる製造基準を設定する。  
(※国内及びBSE非発生国について規制の変更は行わない)

現行

改正後(案) (下記原料により製造された製品は輸入を認める)



輸入禁止

※1	30月以下	30月超※2
骨	○	×
頭部	○	×
脊柱	○	×
その他	○	○
皮	○	○
頭部	○	○
その他	○	○

製造基準  
 ①脱脂  
 ②酸による脱灰  
 ③酸又はアルカリ処理  
 ④ろ過  
 ⑤殺菌(138°C4秒以上)

※1 皮及び骨はと畜検査に合格した食用の牛由来とする。  
 ※2 輸出国の規制が厳しければその規制を適用することとする。



## ■皮由来ゼラチン/コラーゲン及び骨由来ゼラチンの原材料の輸入措置見直しについて

- ゼラチン/コラーゲンの原材料となる牛皮や牛骨の輸入については、輸入対象国は評価済国のみとする。
- 皮については、輸入時には輸入者に対して、食用のゼラチン/コラーゲンとしての利用用途であることを確認するとともに、国内工場においてゼラチン/コラーゲンの製造に用いられることを適宜監視する。
- 骨については、ゼラチン以外の食品用途への転用を避けるため、脱脂の工程を経たもの（粉碎骨及びオセイン）に限り輸入を認めることとする。輸入時には輸入者に対して、SRMが含まれていないことやゼラチンとしての利用用途であることを確認するとともに、国内工場においてゼラチン製造基準を遵守するよう監視する。また、我が国でSRMとしている部位については、製品と同様に使用してはならないこととする。
- なお、30月齢以下に由来する骨のみが集めて加工されることは実態として想定されないことから、原材料にはSRMが含まれないことは前提であるが、骨であれば一律に製造基準の適用を求めるとする。

		現行			改正後		
		30月以下	30月超		30月以下	30月超	
骨	頭部	○	×		○	×	
	脊柱	○	×		○	×	
	その他	○	×		○	○	
皮	頭部	×	×		○	○	
	その他	○	×		○	○	

**製造基準**  
(国内工場で適用)

- ①脱脂
- ②酸による脱灰
- ③酸又はアルカリ処理
- ④ろ過
- ⑤殺菌(138°C4秒以上)

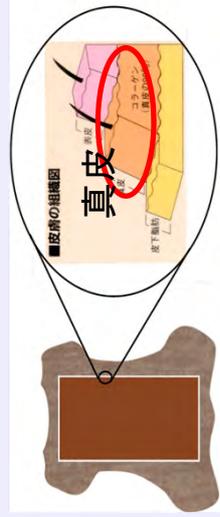
※未評価国からの原材料の輸入は不可

評価済国

# 皮由来コラーゲン(コラーゲンケーシング)の製造工程例



- 皮から製造されるのはほとんどコラーゲンケーシングであるがゼラチンも製造される。(→ゼラチンの製造工程 参照)
- 皮にはそもそも異常プリオンたんぱく質が蓄積しない。
- 加えて、皮をコラーゲンケーシング等の原材料として使用する場合には、洗浄や毛の除去など表面の汚染が除去される工程が含まれる。



## ケーシング工場



前処理

1日程度

裁断

調合・分散

均質化

押出し

硬化

洗浄・可塑化

乾燥・調湿

巻き取り

ひだ寄せ

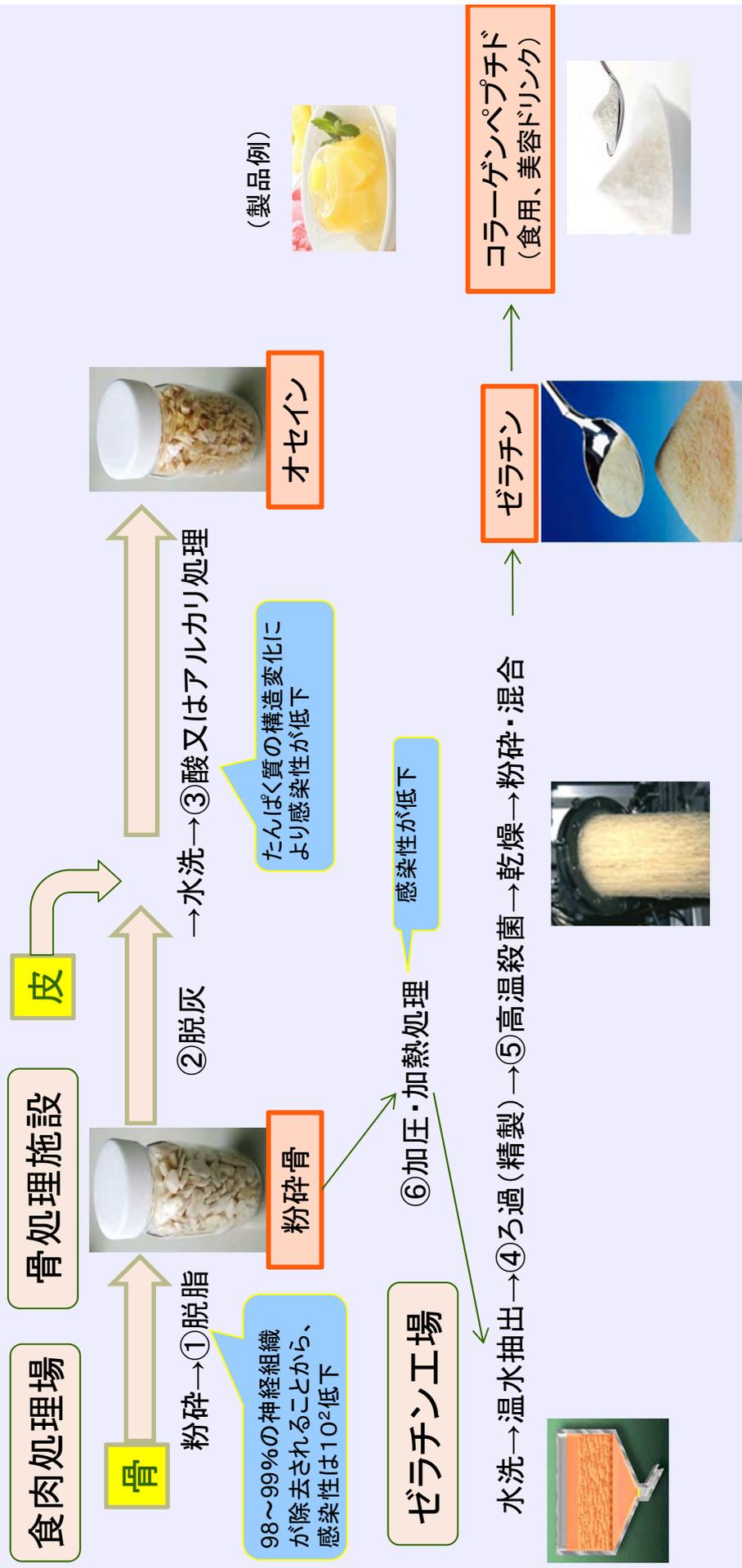
包装

コラーゲンケーシング

出典: <http://www.nippi-inc.co.jp/product/casing/tabid/77/Default.aspx>

# 皮及び骨由来ゼラチンの製造工程例

- 骨からはゼラチンが製造される。骨由来のコラーゲンは想定されない。
- 骨は、食肉処理場から集められ、「粉碎骨」や「オセイン」と呼ばれるゼラチンの中間原料に加工され、これらがゼラチンの原材料として流通している。
- 酸又はアルカリ処理(①～⑤)や、加圧加熱処理(①⑥④⑤)はBSEの感染性を低下させると報告されている



# ゼラチンの製造工程による感染価減退(概要)

## 実験内容

ゼラチン製造の工業的製造工程を正確な実験室規模のモデルに縮小し、マウスを用いてBSEプリオンの感染性を除去/不活化する能力を測定した。

## 実験方法

- 病原体株：BSEプリオンをマウスで継代した301V株（感染したげっ菌類の脳で高レベルの感染力が得られ、その他のげっ菌類継代TSEモデルと比較して潜伏期間が短く、耐熱性が高い）
- 301V株に感染したマウス脳の材料を、骨材料に添加し、脱脂から高温殺菌までの全行程を実施し、ゼラチンを製造。
- マウスを用いたバイオアッセイにより、試料の感染力価を測定。

## 結果

< 各試料の感染力価 ( $ID_{50}/g$ ) >

試料	酸処理(①)	アルカリ処理(②)	加圧加熱処理(③)
マウス脳	$10^{7.8}$	$10^{7.7}$	$10^{8.7}$
ゼラチン	検出限界以下	検出限界以下	検出限界以下
除去効率	$>=10^{4.8}$	$>=10^{4.9}$	$>=10^{6.8}$

- ① Validation of the clearance of TSE agent by the acid bone gelatin manufacturing process  
<http://www.fda.gov/ohrms/dockets/dailys/04/oct04/101304/04n-0081-c000114-06-Appendix-01-Report-Acid-Bone-Process-Final-vol14.pdf>
- ② Validation of the clearance of TSE agent by the alkaline gelatin manufacturing process  
<http://www.fda.gov/ohrms/dockets/dailys/04/oct04/101304/04n-0081-c000114-08-Appendix-01-Report-Alkaline-Process-301V-Final-vol14.pdf>
- ③ Validation of the clearance of TSE agent by the heat and pressure process for manufacturing gelatine and colloidal protein  
<http://www.fda.gov/ohrms/dockets/dailys/04/oct04/101304/04n-0081-c000114-05-Appendix-01-Report-HP-Process-Final-vol14.pdf>

# 【参考】ゼラチン／コラーゲンに関する国際基準及び各国の規制

	SRM	原材料(使用不可)		製造工程
		頭蓋骨	脊柱	
OIE	(管理) 30月超の頭蓋と脊柱 (不明) 12月超の頭蓋と脊柱	全月齢	30月超	骨は以下の全てを含む工程を経たもの。 ①脱脂 ②酸による脱灰 ③酸又はアルカリ処理 ④濾過 ⑤138℃以上で4秒以上の殺菌、 又は(高圧熱処理などの)感染性の低減に関する同等以上の処理
米国	30月超の頭蓋、脊柱	30月超	30月超	—
EU	12月超の頭蓋 30月超の脊柱	12月超 (管理・不明)	30月超 (管理・不明)	ゼラチン: 骨は脱脂、2日間以上の塩酸による処理後、以下のいずれか; アルカリ処理、酸処理、加圧加熱処理又はその他同等の処理。 骨以外の原料は酸若しくはアルカリ処理、1回以上のすすぎ、ろ過及び加熱処理。  コラーゲン: 骨は脱脂、2日間以上の塩酸による処理後、酸若しくはアルカリによるpH調整、1回以上の洗浄、ろ過及び押し出し(成形)又はその他同等の処理。  骨以外の原料は、洗浄、酸若しくはアルカリによるpH調整、1回以上のすすぎ、ろ過及び押し出し(成形)、又はその他同等の処理。



## 食品健康影響評価の審議状況

(平成26年8月29日現在)

区分	要請件数 注2)	うち		合計	評価終了		意見 募集中 注3)	審議中 注1)
		26年度分	自ら評価		26年度分			
添加物	148	2	0	148	133	1	2	13
農薬	973	10	0	973	682	29	6	285
うちポジティブリスト関係	484		0	484	265	13	2	217
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注7)	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	483	100	0	483	343	10	3	137
うちポジティブリスト関係	108		0	108	68	6	3	37
化学物質・汚染物質	61	2	3	64	57		0	7
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	8	1	0	8
微生物・ウイルス 注8)	11	1	2	13	12	1	0	1
プリオン	31	1	16	47	37	1	0	9
かび毒・自然毒等 注4)	7		2	9	10	1	0	0
遺伝子組換え食品等	212	4	0	212	185	5	5	22
新開発食品 注5)	80	2	1	81	72	1	2	9
肥料・飼料等	172	6	0	172	110	7	0	62
うちポジティブリスト関係	100		0	100	57	2	0	43
肥飼料・微生物合同 注9)	1(34)		0	1	1(12)		(1)	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 注6)	1		1	2	1		0	1
合計	2,199	128	25	2,224	1,653	57	18	555

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。  
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。  
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。  
4 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。  
5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。  
6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。  
7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。  
8 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。  
9 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、( )内に物質数を記入している。

## 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成26年8月29日現在)

### I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※	(20)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊟、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㊟㊠	2
17/2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊟㊠	1
17/4/11	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)㊟㊠	1
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊟㊠、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPDアイ-5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラック-5G)㊟㊠、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))㊟㊠	3
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㊟、スルファメキサゾール㊟、トリメプリーム㊟、セファピリンベンザチン㊟、セファピリンナトリウム㊟	5
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※	1
18/5/9	厚	農薬 ホルペット	1
18/7/18	厚	農薬 ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㊟、スルファメキサゾール☆㊟、セファピリン☆㊟、トリメプリーム☆㊟	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆㊟	2
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆	3
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフローール)㊟㊠	1

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

㊟は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊠は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイゾゾール☆㊦	3
19/3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆㊦、スルファジメトキシ☆㊦、スルファモメトキシ☆㊦	3
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	2
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆㊦	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	1
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆㊦	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)㊦㊦	1
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドrameチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆	5
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/3	厚	動物用医薬品 トビシリン㊦	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロバルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆㊦、ピランテル☆	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。㊦は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。  
◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	4
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) ■	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆■	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆■、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆■、β-カロテン☆■、クエン酸☆■、酒石酸☆■、トウガラシ色素☆■、トコフェロール☆■、乳酸☆<農薬用途もあり>■、マリーゴールド色素☆■、メナジオン☆■、レチノール☆■	11
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆■	1
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2,4-D☆、グリホサート☆、ベンタゾン☆(全て飼)	3
22/8/12	厚	農薬 プロバナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリム☆	6
22/9/27	厚	農薬 DCIP☆、酸化フェンブタズ☆	2
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンズピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ピンクロゾリン☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	9
22/11/15	農	農薬 テルブホス(飼)☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	4
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆<一部(飼)>	2
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル■<一部☆>、テブフェンピラド■<一部☆>、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	6

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆ <b>罇</b> 、スピラマイシン☆ <b>罇</b> 、セフロキシム☆ <b>罇</b>	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 キノメチオナート■<一部☆>、エタメツルフロメチル☆、ジスルホトン☆、プロバジン☆、プロモキシニル☆	6
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆	1
23/4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム、クエン酸三エチル	2
23/6/10	厚	農薬 イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	4
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロメチル☆、クロルスルフロ ン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスル フロメチル☆、フルカルバズンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■<一部☆>、セトキシジム<一部☆>、アシベ ンブラール-S-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロメチル☆、トリベスロンメ チル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン ☆、アトラジン☆	14
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器 包装	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセットメチル☆、プロスルフロ ン☆、ヘキシチアゾクス☆	5
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、 ジクロルボス及びナレド☆	6
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆ <b>罇</b>	1
24/1/23	消	特定保健用食品 キシリトール オーラテクトガム<クリアミント> ※■、 キシリトール オーラテクトガム<スペアミント> ※■	2
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。罇は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジメトリダゾール☆	4
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、キンクロラック☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート■<一部☆>、クロフェンテジン☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	9
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆■、センデュラマイシン☆■、バシトラシン☆■	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆■	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	5
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆■、サラフロキサシン☆■、ネオマイシン☆■	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆■	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	農薬 メパニピリム■、チフェンスルフロンメチル■<一部☆>、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メクロプラミド☆	3
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。  
◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾ ンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホス メチル☆、フルシトリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミロン ☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから 輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
25/4/10	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> MDT121 株を利用して生産されたα-アミラーゼ ■	1
25/4/12	厚	プリオン ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/5/15	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性 ダイズ 68416 系統■(飼料)	1
25/6/10	農	農薬 γ-BHC☆、クロルプロファム☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	5
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート■〈一部☆〉、アラニ カルブ☆、イマザキン☆、クロルプロファム☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコ ナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、 プロクロラズ☆、プロチオホス☆、ブロマンシル☆	16
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオ ヒドロラーゼ■	1
25/7/17	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシ ネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3) (飼料)■	1
25/7/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホ シネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)(食品)■	1
25/8/8	農	農薬 デルタメトリン及びトラロメトリン☆	1
25/8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、アシュラム■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン 酸銅■〈一部☆〉、フルアジホップ■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、 ヒメキサゾール☆、フェンメディファム☆、メトリブジン☆、リュロン☆	13
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 デルタメトリン及びトラロメトリン■〈一部☆〉、ジヒドロストレプト マイシン及びストレプトマイシン☆	5

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。  
#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条  
第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会に  
おいて説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/8/20	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆	1
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン■	1
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート ※■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 <i>p</i> -ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料)■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 <i>p</i> -ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品)■	1
25/10/16	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)■、除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4)(食品)■	3
25/10/16	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4)(飼料)■	1
25/11/14	厚	農薬 キンクロラック■、フルピラジフロム■、メピコートクロリド☆	3
25/11/20	厚	添加物 過酢酸■、オクタン酸■、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸■、過酢酸製剤■	4
25/11/20	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統(食品)■	1
25/11/20	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統(飼料)■	1
25/11/25	内	特定保健用食品 蹴脂茶 ※■	1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆■	1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム☆	1
25/12/20	厚	動物用医薬品 フルメトリン■〈一部☆〉	2
25/12/20	農	遺伝子組換え食品等 ATC1562 株を利用して生産され 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■	1
26/1/16	内	特定保健用食品 キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート ※■	1
26/2/3	厚	農薬 セダキサシ■、トルプロカルブ■、オキスポコナゾールフマル酸塩☆	3
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(飼料)■、低リグニンアルファルファKK179 系統(飼料)■	2
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(食品)■、低リグニンアルファルファKK179 系統(食品)■	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。  
 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である  
 (平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及び グルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(飼料) ■、除草剤グリホサート及びイソキサ フルトール耐性ダイズ FG72 系統(飼料) ■	2
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及び グルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(食品) ■、除草剤グリホサート及びイソキサ フルトール耐性ダイズ FG72 系統(食品) ■	2
26/3/25	厚	農薬 フェンメディファム ■、MCPB ■〈一部☆〉、MCPA ■	4
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆	3
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/4/9	農	動物用医薬品 使用制限期間が設定される既承認の動物用ワクチンに添加剤として 含まれる成分(97成分)	97
26/4/15	内	特定保健用食品 朝食プロバイオティクスヨーグルト BifiX ※■	1
26/4/17	厚	添加物 グルコン酸亜鉛	1
26/5/12	厚	農薬 メコナゾール	1
26/5/14	厚	肥料・飼料等 L-カルニチン	1
26/5/15	農	対象外物質 L-カルニチン	1
26/6/10	内	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■	1
26/6/18	厚	対象外物質 イタコン酸 ■、グリセリン酢酸脂肪酸エステル ■、グルカン ■、 ポリグリセリン脂肪酸エステル ■	4
26/6/18	厚	動物用医薬品 メロキシカム ■	1
26/6/19	厚	遺伝子組換え食品等 CPR 株を利用して生産された L-シトルリン ■、AHD 株を 利用して生産された L-ヒドロキシプロリン ■	2
26/7/2	厚	農薬 1-ナフタレン酢酸、アシベンゾラール-S-メチル、アセタミプリド、メソトリオン	4
26/7/2	厚	動物用医薬品 セフチオフル ㊦	1
26/7/2	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛の注射剤(エクセーデC) ㊦、 セフチオフルを有効成分とする豚の注射剤(エクセーデS) ㊦、塩酸セフチオフル を有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネルRTU) ㊦	3
26/8/8	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ 81419 系統(食品) ■	1
26/8/8	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ 81419 系統(飼料) ■	1
26/8/12	厚	化学物質・汚染物質 ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。

## II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について ★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ ★	1
26/1/8～26/2/6	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン) ■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン) ■ ★	2
26/3/11～4/9	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ 68416 系統 ■ (食品) ★	1
26/5/21～6/19	特定保健用食品 コタラエキス ※ ■ ★	1
26/6/25～7/24	特定保健用食品 サラシア100 ※ ■ ★	1
26/7/2～7/31	農薬 クロチアニジン ★、ピリフルキナゾン ■ ★	2
26/7/9～8/7	肥料・飼料等 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン)の承認に係る薬剤耐性菌 ㊟ ★	(一)
26/7/16～8/14	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統 ■ ★、除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統 ■ ★	2
26/7/30～8/28	家畜等に使用するエンラマイシンによる薬剤耐性菌 ㊟ ★	(1)
26/8/6～9/4	添加物 カンタキサンチン	1
26/8/6～9/4	農薬 スルホキサフロル ■	1
26/8/20～9/18	農薬 マンデストロビン ■	1
26/8/20～9/18	農薬及び動物用医薬品 チアベンダゾール ☆	3
26/8/27～9/25	動物用医薬品 モサプリド ■、クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤(プロナミド散1%) ■	2

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成26年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
26/4/8	厚	農薬 キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル☆■、プロピコナゾール☆■、ベンジルアデニン☆	5
26/4/15	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの使用制限期間の設定の考え方の変更	1
26/4/15	厚	プリオン ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
26/4/22	厚	農薬 スピロメシフェン■、テブフロキン■、フルフェノクスロン■、ペンチオピラド■、ミルベメクチン■、レピメクチン■	6
26/5/13	厚	農薬 マラチオン☆	1
26/5/13	農	農薬 マラチオン☆	1
26/5/13	厚	動物用医薬品 ジクラズリル<一部☆>	2
26/5/13	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> BPN01 株を利用して生産されたプロテアーゼ■、pSSA 株を利用して生産されたペプチダーゼ■	2
26/5/20	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、フルミオキサジン<一部☆>■	4
26/5/20	厚	動物用医薬品 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)のオラキンドックス及びカルバドックス試験法並びにクレンブテロール試験法の改定 (1)	
26/5/20	厚	動物用医薬品 トリクラベンダゾール、メロニダゾール☆	2
26/5/20	厚	遺伝子組換え食品等 pXPO 株を利用して生産されたペプチダーゼ■	1
26/6/3	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン<一部☆>	4
26/6/10	厚	器具・容器包装 フタル酸ジブチル(DBP)	1
26/6/17	厚	動物用医薬品及び農薬 ルフェヌロン■	1
26/6/17	消	特定保健用食品 素肌ウォーター ※■	1
26/6/24	厚	農薬 クレソキシムメチル■、クロラントラニプロール■、メタフルミゾン■	3
26/6/24	厚	遺伝子組換え食品等 ステアリン酸産生ダイズ MON87769 系統■(食品)	1
26/7/1	厚	農薬 ジクロベニル<一部☆>	2
26/7/1	農	遺伝子組換え食品等 ステアリン酸産生ダイズ MON87769 系統(飼料)■	1
26/7/8	厚	かび毒・自然毒等 二枚貝中のオカダ酸群	1
26/7/8	厚・農	動物用医薬品・肥料・飼料等・対象外物質 カルシフェロール及び25-ヒドロキシコレカルシフェロール■<一部☆>㊦	3
26/7/15	厚	動物用医薬品 クロルプロマジン☆	1
26/7/15	厚	微生物・ウイルス 食肉製品の規格基準のうちサルモネラ属菌の定義	1
26/7/22	厚	動物用医薬品 ガミスロマイシン■㊦	1
26/7/22	農	動物用医薬品 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン)■㊦	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成26年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
26/7/29	厚	農薬 MCPA■	1
26/7/29	厚	動物用医薬品 ロニダゾール☆	1
26/8/8	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ラサロシド☆■☒	2
26/8/19	厚・農	農薬及び動物用医薬品 ダイアジノン<一部☆>	4
26/8/26	厚	添加物 2,3-ジエチルピラジン	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

☒は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

#### IV その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針